特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	国民健康保険に関する事務(国民健康保険の資格(世帯 主の届出等)業務)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、国民健康保険に関する事務(国民健康保険の資格(世帯主の届出等)業務)における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和6年5月27日

I 関連情報

連絡先

_」							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	国民健康保険に関する事務(国民健康保険の資格(世帯主の届出等)業務)						
②事務の概要	国民健康保険被保険者の状況の把握を行っている。 把握している状況から、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減 額認定証)の発行、送付を行う。						
③システムの名称	国民健康保険システム						
2. 特定個人情報ファイル	2. 特定個人情報ファイル名						
1.資格移動ファイル 2.緩和措施	置異動情報ファイル 3.国保資格取得喪失年月日連携ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一、第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢>1)実施する実施する2)実施しない3)未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二 第42号						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康福祉部 健康づくり推進課						
②所属長の役職名	健康づくり推進課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							

〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 健康づくり推進課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年3月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	の種類				
[基礎	項目評価書	;]		1)基 2)基	髦択肢> ҍ礎項目評価書 ҍ礎項目評価書及び ҍ礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につい	ハては、それぞれ重	直点項目評价	西書又は全項目評値	西書において、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情	青報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた	-入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	昼択肢> けに力を入れている け分である 果題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特 2) 十	₹択肢> 持に力を入れている ト分である 果題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) -	₹択肢> 持に力を入れている ト分である 果題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	髪択肢> 寺に力を入れている ├分である 果題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情	報提供ネットワーク	クシステムを]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Г	十分である]	1) 特 2) 十	₹択肢> †に力を入れている †分である 果題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しな	い(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2)+ 3) 記	昼択肢> 寺に力を入れている ト分である 果題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	昼択肢> けに力を入れている け分である 果題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特 2) H	軽択肢> 特に力を入れている ト分である 果題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	1己点検	[]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[-	十分に行っている]	1) 特 2) 十	鬢択肢> 寿に力を入れて行っで ト分に行っている ト分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
及史口		変更削い配載	支更改の記載	定山时州	旋山時期に除る説明
平成29年5月29日	特定個人情報ファイル名		国保資格取得喪失年月日連携ファイル	事前	
平成30年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	1万人以上10万人未满	1,000人以上1万人未满		
平成30年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年11月19日 時点		
平成30年12月18日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年11月19日 時点		
令和1年6月20日	II しき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年11月19日 時点	令和元年6月20日 時点		
令和1年6月20日	II しき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年11月19日 時点	令和元年6月20日 時点		
令和1年6月28日	IV リスク対策	項目なし	今回新規様式		評価書の様式変更による
令和2年8月4日	Ⅱしき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月20日時点	令和2年8月4日時点		
令和2年8月4日	II しき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月20日時点	令和2年8月4日時点		
令和6年3月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一、第30項 市町村 長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十 二号)による保険給付険組合の支給又は保険 料の徴収に関する事務であって主務省令で定 めるもの」	番号法第9条第1項 別表第一、第30項 市町村 長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十 二号)による保険給付の支給又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるも の」		
令和6年3月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務企画部 総務課	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課		
令和6年3月15日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月4日 時点	令和6年3月1日 時点		
令和6年3月15日	II. しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月4日 時点	令和6年3月1日 時点		
	<u> </u>				